

施工 演習2 (解説)

ウラ模試1

[No.2] 解説 正答—1 【正答率 59%】

1. 労働安全衛生法 (作業主任者)第14条, 労働安全衛生法施行令 (作業主任者を選任すべき作業)第6条1項十五号
つり足場 (ゴンドラのつり足場を除く), 張出し足場又は高さが5m以上の足場の組立て, 解体又は変更の作業には足場の組立て等作業主任者を選任しなければならない. 高さが5m未満の場合は選任しなくても良いので誤り.
2. 建設業法 第26条
建設業者は, その請け負った建設工事を施工するときは, 主任技術者 (所定の条件に該当する者で, その工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者) を置かなければならない. よって正しい.
3. 建設業法 第26条第2項, 第3項
発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者 (=元請け) は, 4,500万円以上 (建築一式工事の場合は7,000万円以上) の工事を下請けに出す場合は, 主任技術者ではなく監理技術者を置かなければならない.
また, 公共性のある工作物又は多数の者が利用する工作物で, かつ, 請負金額が4,000万円以上 (建築一式工事の場合は8,000万円以上) の場合は, 主任技術者や監理技術者は, 原則, 兼任ではダメで専任でなければならない.
よって正しい.
4. 建設業法 第26条の2 1項
土木工事業又は建築工事業を営む者は, 土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において, 土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事 (軽微な建設工事を除く.) を施工するときは, 専門技術者を置いて自ら施工する場合のほか, 当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない. よって正しい.
なお, ここでいう軽微な建設工事とは, 建築一式工事で1,500万円未満, その他の工事で500万円未満の工事を指す.

ウラ模試2

[No.3] 解説 正答—2 【正答率 60%】

1. JASS18
塗料場所の気温が5℃以下, 相対湿度が85%以上また換気が適切でなく結露する等で塗料の乾燥で不適切な場合は, 原則として塗装作業は行わない.
やむを得ず塗装を行う場合は, 採暖, 換気等の養生を行う. よって正しい.
2. 建築工事監理指針
現場発泡の硬質ウレタンフォームの原料が入っているドラム缶等は, 水が混入すると, 発熱したり, ガスが発生することがあるので, 雨水等が混入しないようにする. よって誤り.
3. 鉄骨工事技術指針・工事現場施工編
高力ボルトセットは, 包装のまま施工場所まで運搬し, 施工直前に包装を解くが, 包装を解いて使用しなかったボルトセットは, 再び包装して保管する. よって正しい.
4. 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)
圧接完了後, 次により試験を行う.
抜取試験は, 次の超音波探傷試験又は引張試験とし, その適用は特記による.
特記がなければ, 超音波探傷試験とする.
i) 超音波探傷試験
①試験のロットの大きさは, 1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする.
②試験の箇所数は1ロットに対し30箇所とし, ロットから無作為に抜き取る.
ii) 引張試験
①試験のロットの大きさは, 1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする.
②試験片の採取数は, 1ロットに対して3本とする. なお, 試験片を採取した箇所は, 同種の鉄筋を圧接して継ぎ足す. ただし, D25以下の場合には, 監督職員の承諾を受けて, 重ね継手とすることができる.
よって正しい.

ウラ模試 1

[No.4] 解説 正答—4 【正答率 70%】

1. 労働安全衛生法 第 88 条, 労働安全衛生規則 第 90 条
建設業等の事業の仕事で, 厚生労働省令で定めるもの
①高さが 31m を超える建築物または工作物(橋梁を除く)の建設, 改造解体
または破壊の仕事,
②掘削の高さ又は深さが 10m 以上である地山の掘削の作業を行う仕事,
③ずい道等の建設など
を開始しようとするときは, 「計画届」を当該仕事の開始の日の 14 日前まで
に, 所轄「労働基準監督署長」に届け出なければならない。
よって正しい。
2. 労働安全衛生法 第 88 条, 労働安全衛生規則 第 86 条および別表 7
型わく支保工(支柱の高さが 3.5m 以上のものに限る。)及び架設通路(高さ
及び長さがそれぞれ 10m 以上のもの)を設置するため, 法第 88 条第 1 項の
規定による届出をしようとするときは, その計画を工事開始の 30 日前まで
に, 所轄「労働基準監督署長」に提出しなければならない。よって正しい。

3. 土壌汚染対策法

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は,
当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに, 「都道府県知事」に
届け出なければならない。

土地の形質の変更とは

- ・汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
 - ・土地の形質の変更であって, その対象となる土地の面積の合計が 10m²
以上であり, かつ, その深さが 50cm 以上であること。
 - ・土地の形質の変更であって, その深さが 3m 以上であること。
- を指す。

また, 形質変更時要届出区域とは, 土地が特定有害により汚染されているが,
まだ人の健康に係る被害が生じたり, または生ずるおそれがあるとは
いえない場合, 都道府県知事により土地の形質の変更をしようとするときを
届出しなければならない区域として指定される区域である。よって正しい。

4. 建築基準法 第 90 条の 3

建築物で政令で定めるものの新築の工事又はこれらの建築物に係る避難施設
等に関する工事の施工中において, 建築物の使用に関し, 建築主はあらかじめ,
工事の施工中における建築物の安全上, 防火上又は避難上の措置に関する
計画を作成して「特定行政庁」に届け出なければならない。よって誤り。

ウラ模試 2

[No.4] 解説 正答—1 【正答率 69%】

1. 大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項 (第 2 項)

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(特定工事)を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業実施届出書を、作業の開始の 14 日前までに、都道府県知事に提出しなければならない。労働基準監督署長ではなく都道府県知事に提出するので誤り。

2. 浄化槽法 第 5 条 (設置等の届出, 勧告及び変更命令)

浄化槽を設置しようとする者は、作業開始の 21 日前までに、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。)及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出る。ただし、建築基準法による建築主事の確認を申請すべきとき、又は、建築主事に通知すべきときは、届け出る必要はない。よって正しい。

3. ゴンドラ安全規則 第 10 条

ゴンドラを設置しようとする事業者が、労働安全衛生法の規定による届出をしようとするときは、作業開始の 30 日前までに、ゴンドラ設置届を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。よって正しい。

4. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

建築主は、床面積 300m² 以上 2,000m² 未満の建築物の新築等をしようとする時は、作業開始の 21 日前までに、「建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画」を所管行政庁(建築主事を置く市町村町又は特別区では当該市町村長又は特別区の長、その他の区域では都道府県知事)あてに提出する。よって正しい。